

議員提出議案第3号

日進市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

日進市議会の議員の期末手当の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月12日提出

提出者	日進市議会議員	武田 治敏
〃	日進市議会議員	大橋 ゆうすけ
〃	日進市議会議員	舟橋 よしえ
〃	日進市議会議員	小野田 利信
〃	日進市議会議員	坂林 たくみ
〃	日進市議会議員	渡邊 明子
〃	日進市議会議員	古川 ひさお

1 提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症による社会情勢に鑑み議会の議員の期末手当を減額するため、日進市議会の議員の期末手当の特例に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

令和2年12月に支給する議会の議員の期末手当を、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条の規定により支給することとされる額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

日進市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市議会の議員の期末手当の額は、令和2年12月に支給する場合において、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和41年日進町条例第1号）第6条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとされる額から当該額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。